

Ⅱ. 公正取引委員会の動き

主な報道発表（令和4年1月1日～3月20日）

月 日	発表内容	頁
独占禁止法		
2月10日	「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見募集について	28
2月16日	「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置等について	29
2月25日	国，地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について	30
3月3日	日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について	31
3月16日	Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等について	32
下請法		
1月26日	「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について	33
2月16日	手形等のサイトの短縮について	34
3月1日	株式会社イングに対する勧告について	35
景品表示法		
2月9日	タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について	36
3月3日	セブンエー美容株式会社，株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対する景品表示法に基づく措置命令について	37
実態調査		
1月28日	新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について	38

2月8日	官公庁における情報システム調達に関する実態調査について	39
その他		
2月3日	金沢市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	40
2月8日	津市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	41
2月8日	第27回開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の開催について	42
2月9日	有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について	43
2月22日	岐阜市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	44
3月8日	静岡市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	45
3月8日	富山市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	46
3月10日	三重県における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について	47
3月16日	第220回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について	48

「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見募集について

公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成11年12月、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を作成・公表し、これまで制度改正等に伴い、同指針の改定を行ってきました。

令和2年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号）が成立し、配電事業者及び特定卸供給事業者が電気事業法上新たに位置付けられ、また、指定区域供給制度が設けられました。今般、当該事業者及び当該制度に関する適正な電力取引の在り方を示すため、共同して本指針の改定案を作成いたしました。

つきましては、「適正な電力取引についての指針」改定案について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

1 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (2) 公正取引委員会のホームページに掲載
- (3) 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（那覇市）において供覧

2 意見提出方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム
- (2) 電子メール
- (3) 郵送

3 意見提出期限

令和4年3月11日（金）18：00必着
（郵送の場合は、同日必着）

4 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月10日）「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見募集について
（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220210_publiccomment.html）を御覧ください。

「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置等について

令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたところ、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、以下の2つの取組を実施しました。公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても、引き続き、着実に実施に移していきます。

1 「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、新たに「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置しました。

「優越的地位濫用未然防止対策調査室」では、転嫁円滑化施策パッケージに基づく独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査、大企業とスタートアップとの取引に関する調査などの取組を進め、優越的地位の濫用の未然防止をより一層図ってまいります。

2 「よくある質問コーナー(独占禁止法)」の更新

公正取引委員会は、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを明確化するため、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)」(https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html)のQ&Aを追加する更新を行いました。

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、今回追加したQ&Aの周知徹底を図るとともに、独占禁止法違反行為に対しては厳正に対処していきます。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月16日）「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置等について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216_1_YuuetutekitiiranyoumizenboushitaisakuchousashituNo.html）を御覧ください。

独占禁止法（不当な取引制限）

令和4年2月25日公表

国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

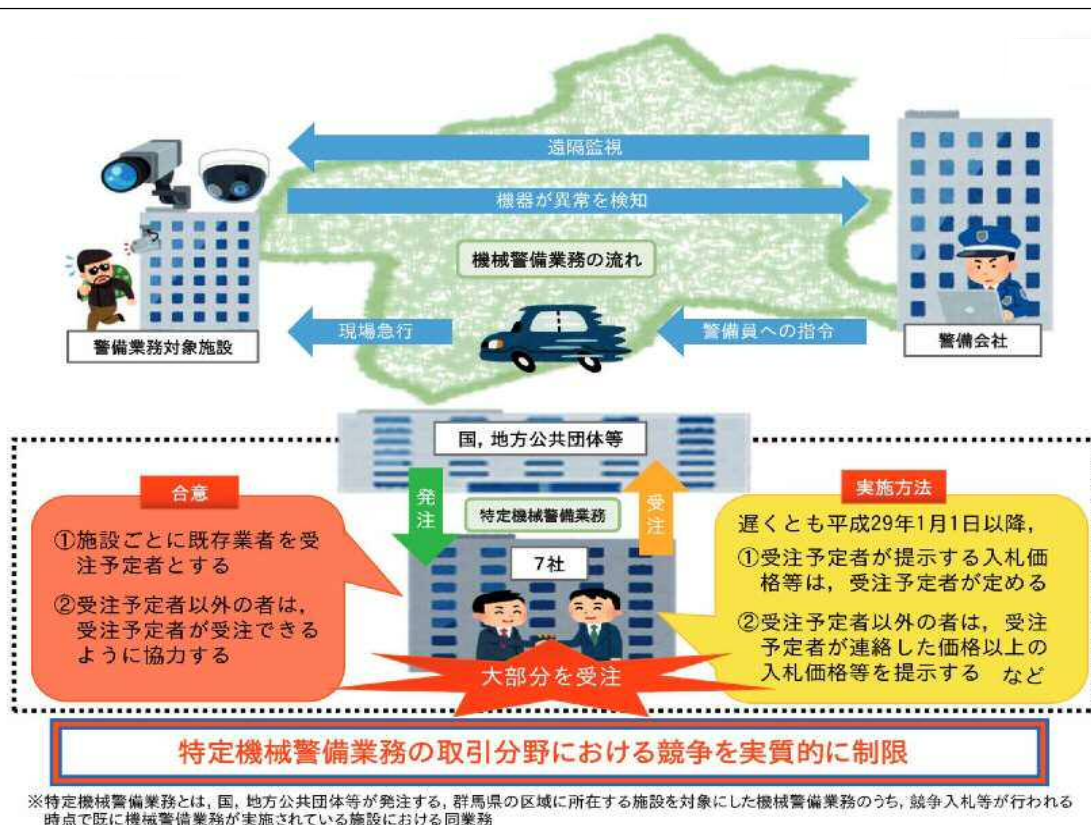
公正取引委員会は、国、地方公共団体等が発注する特定機械警備業務（注）の競争入札等の参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

本件は、特定機械警備業務の競争入札等の参加業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものです。

（注）「特定機械警備業務」とは、国、地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する、群馬県の区域に所在する施設であって、競争入札等が行われる時点で既に機械警備業務（当該施設における機械警備業務に付随するその他の警備業務（常駐警備等）を含む。）が実施されている施設における同業務をいいます。また、機械警備業務とは、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定されている警備業務用機械装置を使用して行う同条第1項第1号の警備業務をいいます。

○ 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額

違反事業者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
7社	6社	4社	1480万円



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月25日） 国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220225.html>）を御覧ください。

独占禁止法（不当な取引制限）

令和4年3月3日公表

日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について

公正取引委員会は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービス（注）の入札等の参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

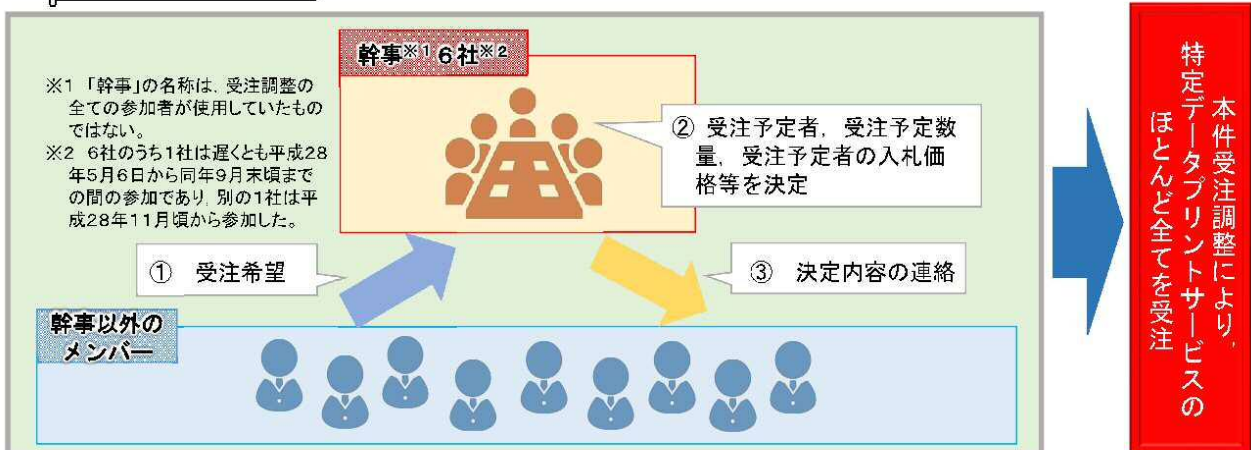
本件は、特定データプリントサービスの入札等の参加業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものです。

（注）「特定データプリントサービス」とは、日本年金機構が一般競争入札等の方法により発注する「ねんきん定期便の作成及び発送準備業務（直近1年間通知者用）」等の22業務に係るデータプリントサービス（発注者から発注者の顧客のデータを預かり、データの編集・加工、印刷・印字、封入・封かん、発送準備などを行う業務）をいいます。

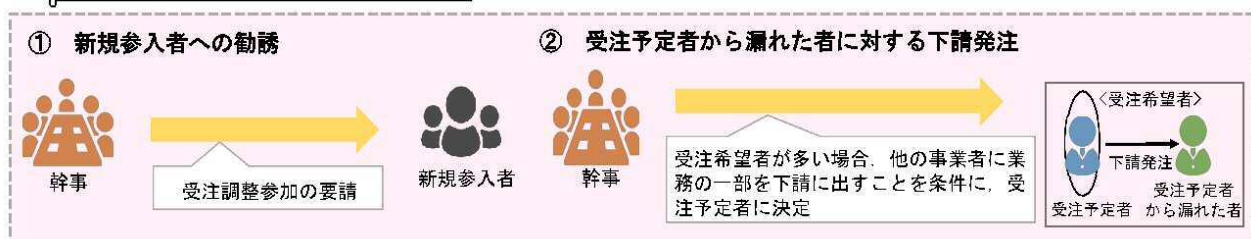
○ 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額

違反事業者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
26社	25社	24社	17億4161万円

本件受注調整の方法



実効を確保するための方法（例）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→（令和4年3月3日）日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について

（[https:// www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220303daiyon.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220303daiyon.html)）を御覧ください。

独占禁止法（拘束条件付取引）

令和4年3月16日公表

Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等について

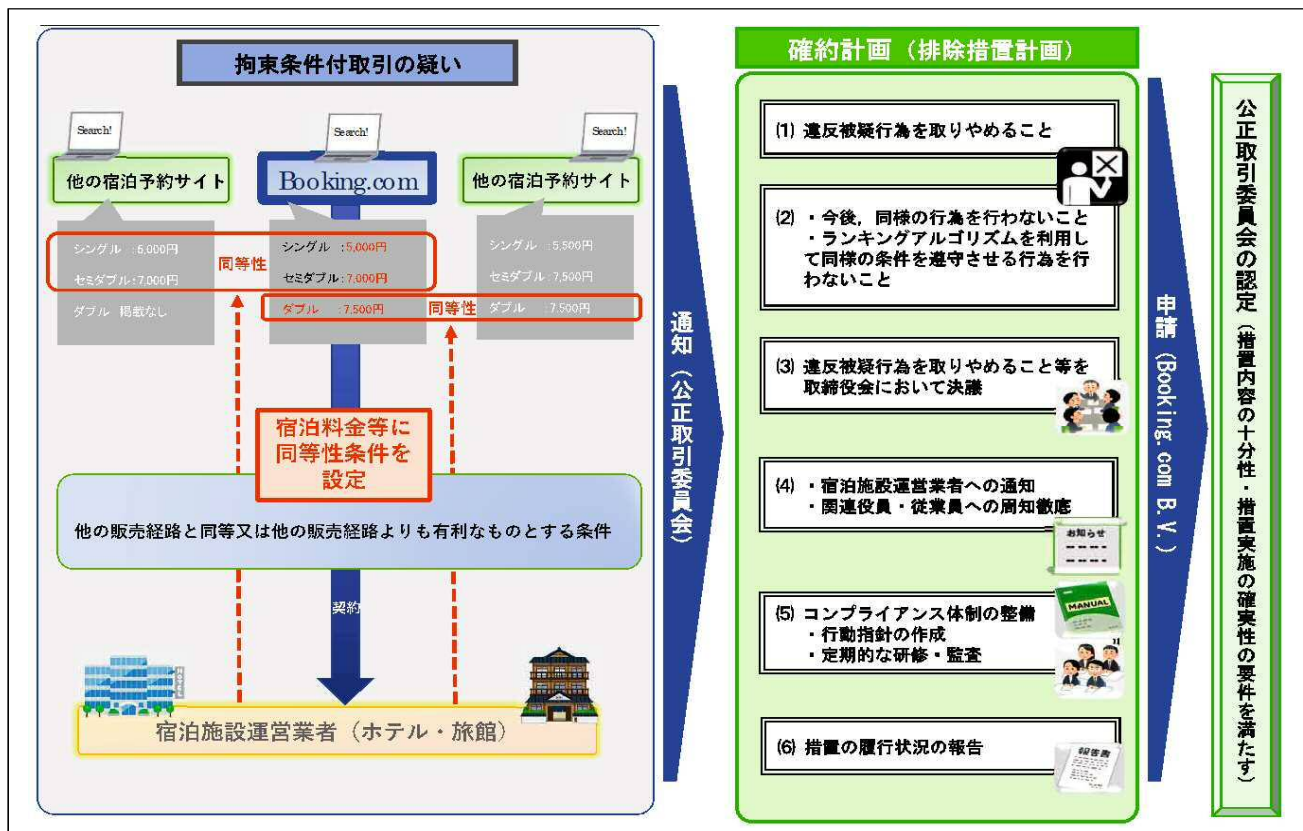
公正取引委員会は、Booking.com B.V.に対し、独占禁止法の規定に基づき審査を行ってきたところ、同社の以下の同法違反被疑行為が同法第19条（不公正な取引方法第12項〔拘束条件付取引〕）の規定に違反する疑いが認められ、当該行為について、確約手続に付すことで、競争の早期回復が図られると認め、令和3年12月17日、同法第48条の2の規定に基づき、同社に対し確約手続に係る通知を行いました。

Booking.com B.V.から、独占禁止法第48条の3第1項の規定に基づき当該行為を排除するために必要な措置の実施に関する確約計画の認定を求める申請があり、公正取引委員会は、当該計画は同行為を排除するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、当該計画を認定^{（注1）（注2）}しました。

なお、本認定は、公正取引委員会がBooking.com B.V.の当該行為が独占禁止法の規定に違反することを認定したものではありません。

（注1）確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分です。

（注2）公正取引委員会は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、独占禁止法第48条の5第1項の規定により当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなります。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→（令和4年3月16日）Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220316.html>）を御覧ください。

「パートナーシップによる価値創造のための 転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取 組について

令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたところ、本日、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、以下の3つの取組を実施しました。公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても、引き続き、着実に実施に移していきます。

1 「違反行為情報提供フォーム」（買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）の設置

下請事業者が匿名で、買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置しました。

「違反行為情報提供フォーム」
（買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム）

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

2 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を改正しました。

3 「よくある質問コーナー（下請法）」の更新

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に伴い、下請法上留意すべき点を明らかにするため、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（下請法）」（https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html）についてQ&Aを追加するなどの更新を行いました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→1月→（令和4年1月26日） 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>）を御覧ください。

手形等のサイトの短縮について

公正取引委員会は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めており、その取組の一環として、令和3年3月31日に、公正取引委員会と中小企業庁との連名で、関係事業者団体約1,400団体に対して、おおむね3年以内を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内とすることなど、下請代金の支払の適正化に関する要請を行いました。

また、当該要請に伴い、令和6年を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしています。

今般、公正取引委員会及び中小企業庁は、手形等のサイトの短縮化の更なる促進を図るために、令和3年7月26日付け「下請事業者との取引に関する調査について」の回答において、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っているとした親事業者約5,000名に対し、公正取引委員会と中小企業庁との連名で、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める要請を行いました。

公正取引委員会は、今後も引き続き、中小事業者の取引条件の改善を図る取組を進めてまいります。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月16日） 手形等のサイトの短縮について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216_2_Tegatatounosaito_notanshukunituite.html）を御覧ください。

下請法（下請代金の減額の禁止）

令和4年3月1日公表

株式会社イングに対する勧告について

公正取引委員会は、株式会社イング（以下「イング」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行いました。

違反事実の概要

(1) イングは、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、消費者等に販売する婦人服等の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。

(2) イングは、次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

減額した金額は、総額7094万8217円である（下請事業者24名）。

ア 「物流費」(注)の額（平成30年2月から平成31年4月まで）

イ 「物流業務委託料」(注)の額（令和元年7月から令和3年4月まで）

(注) 自社の各店舗への配送等が不要なインターネット販売用の商品について、下請事業者に代わって商品を各店舗へ配送等するための費用として徴収した金銭のこと。

(3) イングは、令和4年2月8日、下請事業者（清算終了している者を除く。）に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→（令和4年3月1日）株式会社イングに対する勧告について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/20220301_INGNI.html）を御覧ください。

タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、タイガー魔法瓶株式会社に対し、同社が供給する「PCK-AO80」と称する電気ケトルに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

実際の表示（一部）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月9日）タイガー魔法瓶株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について
（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220209_honbun.html）を御覧ください。

景品表示法（有利誤認）

令和4年3月3日公表

セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対し、各社が供給する脱毛施術の役務に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）

とにかく **安い！**

62部位の全身脱毛 **1,409円**^{※1}

サロン	恋肌	サロンA	サロンB
来店可能頻度	2週間	1ヵ月半	1ヵ月
全身ツルスベまで	3ヵ月	4ヵ月	3ヵ月

※ お支払い方法により価格ベースが変わります。

↓

**恋肌なら
3ヵ月で脱毛完了**



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→（令和4年3月3日）セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対する景品表示法に基づく措置命令について（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220303kyusyu.html>）を御覧ください。

新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について

1 調査の趣旨

自社の発行する株式を金融商品取引所に初めて上場する新規株式公開（以下「IPO」という。）は、企業にとって、その知名度や社会的信用力を向上させることや、社内管理体制を充実させ、従業員の士気を向上させるだけでなく、重要な資金調達的手段にもなっています。

令和3年6月18日に閣議決定された「成長戦略実行計画」では、日本のIPOについて、上場後初めて市場で成立する株価（初値）が、上場時に新規上場会社（IPOを行う企業をいう。以下同じ。）が株式を売り出す価格（公開価格）を大幅に上回っており、公開価格で株式を取得した特定の投資家が差益を得るが、新規上場会社には直接の利益が及ばず、同じ発行株数でより多額の資金調達をし得たはずであったことが指摘されており、こうした点を踏まえ、IPO時の公開価格設定プロセスの在り方について、実態把握を行い、見直しを図ることとされている。また、令和3年11月8日に新しい資本主義実現会議が決定した「緊急提言～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」においても、同趣旨の指摘がなされています。

新規上場会社の企業の価値や需要に見合った公開価格が設定されること等により、新規上場会社が、自らの事業を成長させていくために必要な資金を調達しやすくし、市場における成長を促進する環境を整えることは、ひいては我が国の経済全体の活性化につながると考えられ、競争政策上望ましい。

こうした問題意識の下、公正取引委員会では、初値が公開価格を大幅に上回る要因となり得ると考えられる事項について、競争政策・独占禁止法上の課題の有無を検討するために、公開価格の設定に係る実態、上場のための選択肢の多様性に係る実態及びIPOに係る取引慣行における独占禁止法上の論点について実態把握を行いました。

2 調査の結果

概要及び報告書本体を参照。（※）

（※）概要及び報告書本体については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→1月→（令和4年1月28日）新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220128_IPO.html）を御覧ください。

官公庁における情報システム調達に関する 実態調査について

1 調査の趣旨

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、行政のデジタル化の推進が喫緊の課題となっているところ、政府は、国民の利便性の向上等に資するデジタル社会の実現に向け、デジタル庁を発足させるなどその実現に向けた改革に取り組んでいます。

公正取引委員会は、こうした政府全体の取組を踏まえつつ、競争政策の観点から、今後の情報システム調達について、ベンダーロックイン^(注)が回避されることなどにより、多様なシステムベンダーが参入しやすい環境を整備することが重要であるとの認識の下、国の機関及び地方公共団体における情報システム調達の実態を把握するための調査を実施しました。

(注) 「ベンダーロックイン」とは、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態のことをいう。

2 調査の結果

概要及び報告書本体を参照。(※)

(※) 概要及び報告書本体については公取委 HP を御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月8日）官公庁における情報システム調達に関する実態調査について

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220208_system.html) を御覧ください。

金沢市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、金沢市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和4年2月10日（木曜） 14時00分～15時00分

2 次第

(1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）

(2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

石川県中小企業家同友会 役員

公正取引委員会事務総局中部事務所 所長

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月3日）金沢市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220203ishikawa-inimini.html>)
を御覧ください。

津市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、津市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和4年2月15日（火曜） 16時00分～17時00分

2 次第

(1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）

(2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

三重県中小企業団体中央会 役員

公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月8日）津市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220208tsu-minimini.html>) を御覧ください。

第27回開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の開催について

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、第27回開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修をオンライン方式で開催することとしました。

開発途上国では、近年、競争法を導入、又はその運用を強化しようとする動きが活発化しています。本研修は、開発途上国の競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、開発途上国における競争法の導入又は運用の強化に資することを目的として開催されるものです。

公正取引委員会は、開発途上国政府からの要請を受け、本研修を開催しており、平成6年度以降、本分野での研修は、今回で通算27回目となります。

1 期間

令和4年2月14日（月）～2月28日（月）（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

2 開催場所

オンライン方式による開催

3 講師

学識経験者及び公正取引委員会事務総局職員

4 参加者

10か国の競争当局等の職員 17名（別紙参照（※））

5 主な研修内容

- ・独占禁止法違反被疑事件に係る審査手続及び企業結合審査に関する説明
- ・公正取引委員会のデジタル関連の事件審査及び取組に関する説明
- ・公正取引委員会の電子証拠の収集・活用に関する説明
- ・公正取引委員会の実態調査に関する説明
- ・公正取引委員会における経済分析の活用に関する説明
- ・公正取引委員会の競争唱導及び広報活動に関する説明

（※）別紙については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月8日）第27回開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220208.html>)を御覧ください。

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

公正取引委員会は、毎年度、全国各地において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にかかっています。

例年の懇談会は、当委員会の委員等が各地区に赴いて開催しておりますが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議により開催しました。

開催地区や有識者は別紙1(※)のとおりです(地区別の主な意見は別紙2(※)のとおりです。)

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

1 中小事業者等の取引公正化について

- (1) 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁
- (2) 相談しやすい環境の整備
- (3) 新型コロナウイルス感染症に伴うしわ寄せ防止
- (4) インボイス制度の導入に伴うしわ寄せ防止
- (5) その他

2 フリーランスに関する取組について

3 スタートアップ企業との取引適正化について

4 デジタル・プラットフォーム関係について

5 独占禁止法の運用について

- (1) 効果的な対応
- (2) 確約手続等の透明性の確保
- (3) 個別分野等に関する意見

6 広報・広聴活動について

7 その他

(※) 別紙1及び別紙2については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和4年)→2月→(令和4年2月9日)有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220209minikon.html>)を御覧ください。

岐阜市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、岐阜市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

- 1 日時
令和4年3月2日(水曜) 13時30分～14時30分
- 2 次第
 - (1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）
 - (2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）
- 3 出席者
岐阜県中小企業家同友会 役員
公正取引委員会事務総局中部事務所 所長

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→2月→（令和4年2月22日）岐阜市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220222gifu-minimini.html>) を御覧ください。

静岡市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、静岡市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

- 1 日時
令和4年3月15日(火曜) 13時30分～14時30分
- 2 次第
 - (1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）
 - (2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）
- 3 出席者
静岡県中小企業家同友会 役員
公正取引委員会事務総局中部事務所 所長

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→(令和4年3月8日)静岡市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220308shizuoka-minimini.html>)
を御覧ください。

富山市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、富山市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和4年3月15日(火曜) 16時00分～17時00分

2 次第

(1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）

(2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

富山県中小企業家同友会 役員

公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→(令和4年3月8日)富山市における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220308toyama-minimini.html>)
を御覧ください。

三重県における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、三重県における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

1 日時

令和4年3月17日(木曜) 14時00分～15時00分

2 次第

(1)業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）

(2)懇談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

3 出席者

三重県中小企業家同友会 役員

公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和4年）→3月→(令和4年3月10日)三重県における有識者との懇談会（オンライン方式）の開催について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220310mie-minimini.html>) を御覧ください。

第220回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第220回独占禁止懇話会を開催しました。会員から示された主な意見・質問の概要は別紙(※)のとおりです。

1 日時

令和4年2月21日(月曜)14時00分～16時00分

2 場所

オンライン方式による開催

3 議題

- パートナシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ
- 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書
- 競争政策研究センターの活動状況

4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙(※)のとおり、意見・質問が出された。

(※)別紙については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和4年)→3月→(令和4年3月16日)第220回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220316_kyokusou.html)を御覧ください。